

システムズエンジニアリング研究会 会員規程

第 1 章総則

第 1 条 (目的)

本規程は、一般社団法人 システムズエンジニアリング研究会(以下、「当法人」という。)における会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 (定義)

本規程における用語の定義は、次の通りとする。(1)知的財産権とは、知的財産管理規程第 2 条の定義による。

第 2 章会員

第 3 条 (入会の審査) 当法人には、幹事会員、正会員、準会員、学会会員、賛助会員および Web 会員からなる会員組織を置き、理事会は以下の基準に従って審査し、入会の可否を決定する。

(1) 幹事会員

豆蔵、OTSL、スマートエナジー研究所、有馬マネジメントデザイン、バーネット

(2) 正会員

当法人の目的に賛同する日本国内に本社または支社を置く法人、団体および機関であって、システムズエンジニアリングを必要とする機器のハードウェアまたはソフトウェアの研究、開発、製造および販売に従事する者など

(3) 準会員

当法人の目的に賛同する法人、団体、機関および個人

賛助会員

(4) 学会会員

日本国内の大学その他の高等教育機関、研究機関若しくは研究者または標準化団体その他の公益若しくは非営利の団体(法人を含む。)であって当法人の目的を達成するために有益と認められる者

(5) Web 会員

当法人の目的に賛同する個人

2 前項に定める幹事会員のほか、理事会が特に承認する者を、幹事会員とする。

第 4 条 (入会)

正会員、準会員または学会会員として入会しようとする者は、別途定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受ける。

2 法人または団体たる会員にあつては、法人または団体の代表者として、当法人に対してその権利を行使する者(以下「責任者」という。)を定め、届け出る。

3 責任者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を事務局に提出する。

4 法人、団体および機関が他の法人の発行済み株式の全数を保有する場合、(以下、保有する法人を「親会社」、保有される法人を「子会社」という。)、別途定めるグループ企業参加申込書を会員企業が提出することにより、親会社および一または複数の子会社から構成される企業集団(以下「企業グループ」という。)は、一会員として取り扱う。

5 入会の申請を受理された法人、団体または機関は、第 5 条第 1 項の規程に定める会費を納付した日の属する暦月の翌月初日をもって会員たる地位を取得する。

第 3 章 会費等

第 5 条(会費等)

会員が毎年納付すべき会費に関して次のように定める。

幹事会員 12 万円

正会員 6 万円

準会員 3 万円 (ただし個人は 1 万 2 千円)

学会会員 会費なし

賛助会員 相殺

Web 会員 会費なし

2 会費は入会初年度に限り入会した暦月を起算月として期間按分された金額を納付する。

3 既納の会費および活動費については、いかなる事由があっても返還しない。

4 理事会は、会費もしくは活動費の額またはその算定基準に関する規則を変更する場合は、当該変更の発効予定の 30 日前までに全ての幹事会員、正会員、準会員に変更案を送付する。なお、変更案の送付から発効予定日までの期間中に、幹事会員、正会員および準会員の半数以上から異議が表明されたときは、理事会は当

該変更を行わない。

第4章 会員の権利義務

第6条(会員の権利)

会員は、他の規程に定める他、次のような権利を有する。

(1) 幹事会員および正会員

- 1 運営委員会、各ワーキンググループ(以下、「WG」という。)および研究会(含む勉強会)に参加し、意見を述べ、議決に参加することができる。
- 2 当法人活動によって生じた知的財産権およびその他の成果物を別に定める知的財産管理規程、情報管理規程に従って、営利活動、研究活動などに使用することができる。
- 3 その他、当法人の活動状況の情報を受け取ることができる。

(2) 正会員

- 1 各ワーキンググループ(以下、「WG」という。)および研究会(含む勉強会)に参加し、意見を述べ、議決に参加することができる。
- 2 当法人活動によって生じた知的財産権およびその他の成果物を別に定める知的財産管理規程、情報管理規程に従って、営利活動、研究活動などに使用することができる。
- 3 その他、当法人の活動状況の情報を受け取ることができる。

(3) 準会員

- 1 研究会(含む勉強会)に参加し、意見を述べることができる。
- 2 当法人活動によって生じた知的財産権およびその他の成果物を別に定める知的財産管理規程・情報管理規程に従って、営利活動、研究活動などに使用することができる。
- 3 その他、当法人の活動状況の情報を受け取ることができる。

(4) 学術会員および賛助会員

- 1 WGおよび研究会(含む勉強会)に参加し、意見を述べることができる。
- 2 当法人活動によって生じた知的財産権およびその他の成果物を別に定める知的財産管理規程・情報管理規程に従って、研究活動に使用することができる。
- 3 その他、当法人の活動状況の情報を受け取ることができる。

(5) Web 会員

- 1 当法人の活動状況の情報を受け取ることができる。

2 前項各号の権利は、譲渡することができない。

3 第1項各号の権利は、会員が退会または除名により会員たる地位を喪失した場合には消滅する。なお、消滅前に有していた権利および負担していた義務については、理事会が定める規則をもってその取り扱いを定める。

第7条（会員の義務）

会員は、議決権その他の権利を誠実に行使し、当法人の目的を達成するために本会の運営に協力する義務を負う。

2 会員は、社員総会、理事会、運営委員会およびワーキンググループその他の当法人における活動に際し、公正且つ自由な市場競争を制限または阻害するおそれのある行為をしてはならない。

3 会員は、公序良俗に反する活動をしてはならない。

第5章 資格の喪失

第8条（退会）

会員は、退会の1か月以上前に当法人に対して退会の予告をすることにより、いつでも退会できる。

2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。(1)当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である法人、団体または機関が解散したとき

(2)当該会員が第3条に定める基準を満たさなくなったとき

(3)除名されたとき

第9条（除名）

会員が次の各号の一にでも該当するときは、理事会の決議により、代表理事がこれを除名することができる。

(1)当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に違反する行為があったとき (2)当法人の会員としての義務に違反したとき

(3)会費納入を怠り、理事会の督促後九十日を経過しても納付しないとき

2 前項に規定する理事会の決議の前に該当会員に弁明の機会を与える。

第6章 管理

第10条（会員名簿）

当法人は、正会員、準会員および学会会員の氏名または名称および住所を記載した名簿を作成する。

2 名簿の管理については、理事会がこれを行う。

第 7 章附則

第 11 条 (施行)

本規程は平成 28 年 8 月 28 日から施行する。

第 12 条 (改廃)

本規程の改廃は、運営委員会の決議による。